

# 還付申告の提出はお早めに！

e-Tax（イータックス）をご利用ください

還付の申告は  
なるべく早めの提出を

次の（1）から（6）のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになつている方は、還付を受けるための申告（還付申告）をすることができます。

この還付申告は、2月15日（火）以前でも税務署に提出することができます。

すので、なるべく早めの提出をお願いします。  
なお、申告書の提出から還付金の支払いには、ある程度の期間（1ヶ月から2ヶ月くらい）がかかります。還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用いただくと便利です。

申告書の還付先口座は、申告者本人の口座をお書きください。

申告相談会場をお間違えなく

申告相談会場は、2月15日（火）では佐渡税務署で行いますが、2月16日（水）～3月15日（火）の確定申告期間中はアミューズメント佐渡（佐渡中央文化会館）1階小ホールに申告会場が変更となりますので、ご注意ください。（昨年とアミューズメント佐渡

さあ！ネットで申告



e-Taxホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

## 確定申告書を作成するときには

平成22年分以降の所得税の確定申告書の様式が変更となりましたので、平成22年分の確定申告を作成する際は新様式を使用してください。

確定申告書を作成する際には、「所得の確定申告の手引き」に従つて申告書用紙に記入をしていくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになります。「所得税の確定申告書の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従つて金額等を入力することにより、そのまま税務署に提出する申告書等が作成できます。

- ① 確定申告書作成コーナー（国税庁HP）にて作成した方
- ② 確定申告会場アミューズメント佐渡（佐渡中央文化会館）でパソコンにて作成した方
- ③ e-Taxソフトにて作成した方など

確定申告書・決算書等の必要な方は佐渡税務署までご連絡ください。

## お問い合わせ

佐渡税務署  
☎ 74-3276  
(自動音声案内「2」を選択してください)